

## スリナムの入国規制措置（11月16日更新）

スリナム政府は、政府HP上で11月16日からの同国への入国規制措置を以下の通り発表しました。

なお、今次更新により、ワクチン完全接種者の渡航については、PCR検査陰性書ではなく、スリナムへの渡航フライト出発前24時間以内に受けた抗原検査陰性書が必要となります。

### 1 ワクチン完全接種者

（1）渡航前に入国許可の取得は不要かつ義務的検疫措置の対象外となる。入国時には、ワクチン完全接種証明書、スリナムへの渡航フライト出発前24時間以内に受けた抗原検査陰性書が必要。到着後7日間は、自主・自宅隔離を推奨する。

（2）14日から3か月前に新型コロナウイルスに感染歴がある者もワクチン完全接種者に含まれる。この場合は、少なくとも3日間症状が出ていないこと、また、陽性の結果（CT値が記載されたもの）と回復後3日間無症状であることが記載された医師の診断書の提出及びスリナムへの渡航フライト出発前24時間以内に受けた抗原検査陰性書が必要。

### 2 ワクチン未接種者及びワクチン不完全接種者

（1）渡航には外務省の許可が必要となり、保健省が定めた義務的検疫措置が課され、必要不可欠な目的または帰還目的に限り、渡航が可能となる。また、スリナムへの渡航フライト出発前72時間以内に受けたPCR検査陰性書の保持が必要となり、到着後は7日間、ホテルで検疫措置が課される。

（2）出国に関しては、出生国もしくは居住地、または国籍を有する国への渡航を条件に可能となる。

### 3 フライトを許可する国及び条件

#### （1）人及び貨物の出入国

オランダ、カリブ諸国、ガイアナ、仏領ギアナ、パナマ、トリニダード・トバゴ、ブラジル、米国

#### （2）貨物及び人の出国

キューバ、ドミニカ共和国

#### （3）人の出入国不可

ハイチ

4 ガイアナ及び仏領ギアナからの、水上を經由した物品及び必要不可欠な旅客移動は、本規定の期間許可される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:

スリナム政府ホームページ

<https://covid-19.sr/actueel/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

**【問い合わせ先】**在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話:(国番号 1-868)628-5991

住所:5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ:[https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail: [ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。